

# 「首都圏関係人口創出・拡大に向けた基礎調査業務」 基本的な仕様

---

## 1 業務名

首都圏関係人口創出・拡大に向けた基礎調査業務

## 2 業務目的

2019年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」では、地方における人口減少などの課題解決のため、関係人口の創出・拡大に重点が置かれており、人口減少が見込まれている札幌市においても、さっぽろ圏を支える多様な人材の確保・創出が求められている。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大により全国的に意識や行動の変化が生じており、札幌においても医療活動や経済活動、働き方など様々な面で甚大な影響が想定される中、これまで以上に多方面から幅広い支援を獲得することが重要となる。

そこで、首都圏における潜在的・将来的な関係人口を新たに発掘し、さらには各関係人口層のネットワーク化やつながりの強化、新たな支援の方策を探ること等を目的として、基礎調査を行う。

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和2年11月30日(月)までとする。

## 4 業務内容

### (1) 関係人口層拡大に係る調査

札幌市東京事務所で現在つながりのある関係者から、以下の点を目的とした調査を行う。

- ・ 新たな関係人口やコミュニティの発掘
- ・ 札幌市に対して、どのような関わり方や支援ができるか

#### ① 調査の概要

##### (ア) 調査対象者

札幌市東京事務所の指定する1,000人

※回答率は20%程度(回答数200件程度)を想定。

##### (イ) 調査方法

郵送法による

##### (ウ) 調査票(案)

別紙1のとおり

##### (エ) 調査票作成支援、印刷

- ・ 委託者が提示する案を基本に調査票を作成する。  
読みやすいレイアウトとなるように配慮すること。また、設問の語句、表現、選択肢の配列などについて検討し、委託者と協議して修正すること。用紙は再生上質紙(四六判70kg程度)を使用し、両面印刷すること。

- ・ 委託者が提示する案を基本に依頼文を作成する。  
依頼文には、挨拶、調査の目的、調査実施者である委託者名、業務を受託した会社として受託者名を記載する。用紙は再生上質紙（四六判70kg程度）を使用すること。なお、記載内容については、委託者の了承を得ること。

#### (イ) 調査票の発送及び回収

- ・ 発送用封筒に、調査票、依頼文及び調査票返信封筒一式を封入・封かんし、宛名シールを貼って発送する。
- ・ 発送用封筒には、調査実施者である委託者名、業務を受託した会社として受託者名を記載する。
- ・ 返信用封筒の宛先は、受託者名を記載すること。
- ・ 発送及び返信の費用は受託者が負担する。

#### (カ) 集計・調査結果の報告

- ・ 集計・分析

回収した調査票を入力、単純・クロス集計、分析すること。

なお、札幌市東京事務所のHP上に調査票を掲載し、委託者のメールアドレスあてにも回答の提出を可能とする予定のため、こちらに提出された調査票についても併せて集計・分析すること。

具体的な集計・分析内容については、別途指示する。

- ・ 報告書の作成

分析コメントに、表・グラフを編集した報告書を作成すること。用紙は再生上質紙（四六判70kg程度）を使用すること。

## 5 調査の工程（予定）

- ・ 調査期間

令和2年9月中旬～下旬（発送）、10月上旬～中旬（締切り）

- ・ データ入力、分析、報告書作成

令和2年10月中旬～

- ・ 報告書の提出

令和2年11月下旬

## 6 成果品

- ・ 製本報告書10部（A4版）
- ・ Microsoft Word 報告書データ一式
- ・ Microsoft Excel データ一式（グラフ及び単純・クロス集計）。

## 7 留意事項

- (1) この仕様書に明記されていない事項については、本市との協議によること。
- (2) この業務に関して生じる問題点については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理する。

- (3) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報、その他情報を他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても、同様とする。
- (4) 本業務に係る著作物、印刷物および提出された原稿・データに関する権利は委託者に帰属する。
- (5) 本業務に係る著作物、印刷物および提出された原稿・データについては、委託者の許可なく第三者に貸与又は公表してはならない。
- (6) この業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、別紙2「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。
- (7) 委託者から受領した個人情報が記録された資料等は、保管場所まで紛失しないよう対策すること。
- (8) 個人情報が記録された資料等は、施錠できる場所で保管すること。
- (9) 返信されてきた封筒に個人情報が記載されていた場合は、シュレッダーで裁断して廃棄すること。
- (10) 本業務の履行に当たっては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

#### 【問い合わせ先】

〒100-0006

東京都千代田区有楽町2丁目10番1号 東京交通会館3階

札幌市東京事務所 担当 佐々木・加藤

Tel 03-3216-5090 fax 03-3216-5199

Eメール [tokyo@city.sapporo.jp](mailto:tokyo@city.sapporo.jp)

**調査票（案）** ※内容は変更の可能性があります。

1. 属性情報（任意回答）  
【氏名、住所、電話番号、メールアドレス、年代】
2. 北海道・札幌との関わりの有無（複数回答可）  
【出身、在学(学校名(任意))、在職(職場名(任意))、その他(自由回答)】
3. 在京の北海道の各市町村や北海道に関係するコミュニティに入っているか、あるいは知っているか（複数回答可）  
【ふるさと会、同窓会、スポーツチーム、その他(自由回答)】（組織名は任意）  
※ 社内同窓会、サークル 等、小規模のものでも可
4. 3で有の場合、コンタクトは可能か。（複数回答可）  
【メール、電話、SNS】
5. ウィンタースポーツの団体に入っているか、あるいは知っているか（複数回答可）  
【スキー（滑降・ジャンプ・クロカン）、カーリング、スケート（スピード、フィギュア、アイスホッケー）、等】  
※ 競技性の有無は問わず。サークル的なものでも可
6. 5で有の場合、コンタクトは可能か。（複数回答可）  
【メール、電話、SNS 等】
7. 札幌市へふるさと納税をしているか。  
【している、していない】
8. 7で「していない」と回答した場合、しない理由は（複数回答可）  
【考えたことがない、他の自治体へしているため、希望する返礼品がない(希望する返礼品について自由記載)】
9. 札幌市が実施している施策を知っているか ※選択肢は別途指示  
例：企業誘致、UI ターン、ふるさと納税 等
10. 今後、札幌市からの情報提供を望むものは ※選択肢は別途指示  
例：イベント、観光・ワーケーション、ボランティア、就職、コミュニティ、施策全般

## 個人情報取扱注意事項

### (個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### (再委託等の禁止)

第3 受注者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

### (複写、複製の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

### (目的外使用の禁止)

第5 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (資料等の返還)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

### (事故の場合の措置)

第7 受注者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

### (契約解除及び損害賠償)

第8 発注者は、受注者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。